

●本人確認書類について

<宅地建物取引業関係>

提出者	確認書類
代表者 役員 従業者	<b>【新規申請の場合】</b> ・顔写真付き身分証（※1） <b>【更新申請その他】</b> ・従業者証明書（宅地建物取引業法第48条に規定されたもので、代表者印が押印されているもの）（※2）
受任者	・顔写真付き身分証（※1）
委任された 行政書士	・行政書士証（顔写真付き）
行政書士の 補助者	・行政書士補助者証（顔写真付き） ・行政書士補助者証（顔写真無し） + 顔写真付き身分証（※1）

いずれか

<宅地建物取引士関係>

提出者	確認書類
本人 受任者	・顔写真付き身分証（※1）

（※1）顔写真付き身分証

宅地建物取引士証、運転免許証、運転履歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）、マイナンバーカード（個人番号をマスキングのこと）、住民基本台帳カード（顔写真付き）、在留カード、特別永住者証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、療育手帳等を指します。

（※2）従業者証明書

宅地建物取引業法第48条の規定により、宅地建物取引業者は、従業者（代表者、非常勤役員等を含む。）に従業者証明書（様式第八号）を携帯させなければ、その者を宅地建物取引業者の業務に従事させてはならないとされています。

従業者証明書には、本人の顔写真を貼付の上、代表者印の押印が必要です。

<参考条文>

●宅地建物取引業法  
（証明書の携帯等）

第48条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。